



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年7月1日(火) 号外(第1号)

## 目次

### 選挙管理委員会告示

○公職選挙法執行規程の一部を改正する告示

ページ

2

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月一日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野 清明

公職選挙法執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法執行規程（昭和三十八年群馬県選挙管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項第一号(ハ)中「五百円」を「千円」に改め、同号(ハ)を同号(ト)とし、同号(ホ)中「一食につき千円」を「一食につき千五百円」に、「三千円」を「四千五百円」に改め、同号(ホ)を同号(ハ)とし、同号(ニ)中「一万二千円」を「二万三千円」に改め、同号(ニ)を同号(ホ)とし、同号(ハ)を同号(ニ)とし、同号(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額第七十二条第一項第二号(イ)中「一万円」の下に「以内」を加え、同項第三号(イ)中「船賃」の下に「、航空賃」を加え、「(ロ)及び(ハ)」を「から(ニ)まで」に改め、同号(ロ)中「一万円」を「二万円」に改め、同条第二項中「一万円」を「一万五千元」に、「一万五千元」を「二万円」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---